

J A F公認準国内競技

公認番号 2019-5024

2019年JAF九州ダートトライアル選手権第6戦

JMRCオールスター選抜第6戦

FMSC 热血トライアル 2019

特別規則書

開催日： 2019年 7月 21日（日）

会場： スピードパーク恋の浦 ダートコース

協賛各社



主 催： 福岡モータースポーツクラブ(FMSC)

公示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその付則、2019年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定、JMRC九州ダートトライアル統一規則ならびに本競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

第1条 競技会の名称

2019年JAF九州ダートトライアル選手権第6戦

JMRCオールスター選抜第6戦

FMSC熱血トライアル 2019

第2条 競技種目

四輪自動車によるタイムトライアル（ダートトライアル競技）

第3条 格式及び競技会公認番号

JAF公認準国内競技 公認番号 2019-5024

第4条 オーガナイザー

JAF加盟クラブ 福岡モータースポーツクラブ (FMSC)

代表者：星野 元

所在地：〒811-1346 福岡市南区老司2丁目6-36-3
J&Sモータースポーツ内

TEL：092-980-7412

FAX：092-980-7180

E-mail：j_and_s@j-s-ms.jp

第5条 大会事務局及び参加申込場所

第4条に同じ。

第6条 競技会開催場所

スピードパーク恋の浦 ダートコース

〒811-3307 福岡県福津市渡641(恋の浦ガーデン内)

TEL (0940) 52-7171 FAX (0940) 52-7172

第7条 競技会開催日及びタイムスケジュール

開 催 日	2019年7月21日(日)
公 式 受 付	8:00~8:50
公 式 車 檢	8:10~9:00
コースオープン(慣熟歩行)	8:20~9:10
ドライバーズブリーフィング	9:20~
第1ヒート開始	9:40~
コースオープン(慣熟歩行)	第1ヒート終了後40分間
第2ヒート開始	第1ヒート終了50分後
表 彰 式	14:30~(予定)

第8条 大会役員及び競技会役員

【大会役員】

大 会 会 長：中原義隆 (社)福岡市身体障害者福祉協会 会長

組 織 委 員 長：星野 元 組 織 委 員：秋竹 純

【競技会役員】

審査委員長：貞光 建 (JMRC九州派遣)

審査委員：今村淳一(FMSC)

競 技 長：星野 元(FMSC)

コ ー ス 委 員 長：引間知広(FMSC)

副 競 技 長：引間知広(FMSC)

技 術 委 員 長：牟田周平(FMSC)

副 競 技 長：牟田周平(FMSC)

救 急 委 員 長：高山裕子(FMSC)

計時委員長：星野 元(FMSC)

事 務 局 長：秋竹 純(FMSC)

第9条 参加受付及び参加費用

1) 受付期間 2019年6月17日(月)~7月16日(火) 必着

2) 参 加 料

選手権クラス	N, F R, S, C, D, 及びLクラス	14,000円
選手権対象外 クラス	オープニングクラス	9,000円
	クローズドクラス	6,000円
	オートマクラス	3,000円

(別途共済加入料¥1,000 必要な場合あり)

※2018年度九州学生チャンピオンシリーズ成績優秀者および学生の参加料割引については、JAF九州地域クラブ協議会会則第15条に準ずる。

3) JMRC九州統一申込書 (JMRC九州webサイトにてダウンロード可) に必要な事項を記入し、署名捺印のうえ上記参加料(現金)を添え現金書留にて上記期間中に第5条の事務局宛て申し込むこと。

4) 参加受理書は発行しない。

第10条 参加拒否及び取消

大会オーガナイザーは理由を明示することなく参加を拒否する権限を有する。この場合参加料は返却手数料¥1,000を差引き返還する。但し、参加受理後に参加を取り消した場合、その参加料は返却されない。

第11条 参加者及び競技運転者(ドライバー)

選手権クラス・Lクラス

- 1) 参加者は、有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効なJAF発給の競技運転者許可証(国内B級以上)の所持者でなければならない。
- 3) 同一運転者は1つのクラスにのみ参加できる。
- 4) 同一車両による重複参加は2名まで(サポートクラスは重複参加人数を制限しない)認める。

選手権対象外サポートクラス

- 1) クローズドクラス・オートマクラス：
ライセンスを有さない者(有効な自動車運転免許証を所持している事)
- 2) オープンクラス：ライセンス及び有効な自動車運転免許証を有し、シリーズでのポイント獲得を求めない者。

*各クラス共通

- 1) 競技運転者は、競技中に有効な1,000万円(オープン/クローズド部門は200万円)以上の傷害保険又はJMRC全国共同共済に加入している者。なお、当日受付時に、その保険証書(コピー可)もしくはJMRC発行のメンバーズカードを持参し提示すること。他地区からの参加者は、所属地区の発行したJMRC全国共同共済加入を証明するものを当日受付にて提示する事。
- 2) 上記傷害保険または共済未加入の競技運転者は、競技会当日受付に於て1,000円を支払い、JMRC九州共済を申し込む事が出来る(JMRC九州未加入の者は200万円まで保証されるが、その効力は当該競技会終了をもって消滅する。ただし、次競技会までにライセンスを取得しJMRC九州会員に加入することにより当該年度内有效となる)。
- 3) 以上により当日参加受付にて保険加入の確認が出来ない者は、競技に参加出来ない。
- 4) 警察、行政関係により処罰もしくは疑義のあるものは参加できない。
- 5) 競技運転者の変更は認めない。
- 6) 満20歳未満の競技運転者は、参加申込みに際し親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第12条 参加台数

全クラスを通じ80台までとする。

第13条 参加車両

- 1) 2019年JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定及びJMRC九州統一規則に合致した車両とする。
- 2) 車両変更申請は、必要書類添付にて参加確認受付終了までとする。
- 3) 全ての参加車両は、車両規定に準ずるロールバー必着とする。(クローズドオートマクラスはロールバー装着を推奨する)

第14条 競技クラス区分、ローテリー係数1.0倍

1) 地方選手権クラス

- *N部門
- N1クラス：2輪駆動及び1600cc以下の4輪駆動のN車両
 - N2クラス：1600ccを超える4輪駆動のN車両

*S部門(過給装置係数1.7倍)

- F Rクラス：後輪駆動のP N · N · S A · B · S C · S A X車両
- S 1クラス：1586cc以下の2輪駆動のA E · P N · N · S A · S A X車両
- S 2クラス：1586ccを超える2輪駆動のS A車両、S A X車両、気筒容積区分無しの2輪駆動のB · S C車両
- S 3クラス：4輪駆動のS A · S A X車両

*S C部門(過給装置係数1.7倍)

- Cクラス：気筒容積区分及び駆動区分無しのB · S C · S A X車両

*D部門

- Dクラス：気筒容積区分及び駆動区分無しのD車両

*Lクラス(JMRCオールスター選抜)JAF九州選手権対象外

- ・気筒容積及び駆動区分無し(女性ドライバー)

2) オープンクラス

- O P 2クラス：気筒容積区分無しの2輪駆動及び1600cc以下の4輪駆動
- O P 4クラス：気筒容積区分無しの4輪駆動O P 2及びO P 4クラスの一方が不成立の場合、統合し「O Pクラス」とする場合がある。

3) サポートクラス

- ・クローズドクラス：車両クラス区分無し
- ・オートマクラス：オートマ車両

第15条 参加者及び競技運転者の厳守事項

- 1) 競技運転者（ドライバー）は競技中、ヘルメット（スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱に適合したもの）、指先まで覆うグローブ、シューズ、レーシングスーツ（サポートクラスは難燃性の長袖、長ズボンでも可）の着用を義務付ける。
- 2) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。
- 3) パドック内は全てオフィシャルの指示に従い徐行とする。
- 4) 車検が終了した車両は、技術委員長の許可なく、競技会終了まで会場外へ持ち出すことが出来ない。
- 5) 表彰対象者は、必ずレーシングスーツ着用の上、表彰式へ出席する事（サポートクラスを除く）。

第16条 公式車両検査（車検）

- 1) 参加者は出走可能な状態でタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。
- 2) 競技終了後、入賞車両は再車検を行う。（サポートクラスを除く）
- 3) 全ての車両はターポタイマーの使用を禁止する（含配線）。
- 4) 競技番号（ゼッケン）は公式車両検査前までに車両の左右に貼付すること。

第17条 ドライバーズブリーフィング

- 1) 競技長はタイムスケジュールに従い、競技会審査委員会の出席の上でブリーフィングを開催する。
- 2) ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していかなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティの対象となる。

第18条 競技コース

競技コースは、競技会審査委員会に承認されたものが公式通知として掲示される。

第19条 コースオープン（慣熟歩行）

- 1) タイムスケジュールに従い、歩行とする。
- 2) 慣熟歩行は、公式車検終了後行うことが望ましい。但しサービス員等が車検に立ち会う場合はこの限りではない。

第20条 スタート方式及び計時

- 1) スタート方式はランニングスタートとする。
- 2) スタートは原則としてゼッケン順に行う。但し重複参加や再出走等により出走順及び出走クラスが前後、交錯する場合がある。
- 3) スタートの合図は、国旗によって行われる。
- 4) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 5) 計測は、自動計測機器にて1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 6) メイン計測器による計測不能の場合に限り、バックアップ計測器のタイムを成績とする。
- 7) アナウンスによるタイム、ペナルティ、成績等は参考であり、これらに関する抗議は一切受け付けない。

第21条 順位決定

本競技会は原則として2ヒートで行い、その内の良好なヒートのタイムを採用し最終順位とする。同タイムの場合は、下記に従い順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好な者。
- 2) 排気量の小さい順。
- 3) 競技会審査委員会の決定による。

第22条 信号表示

旗信号に関し下記の通り定める。

- *国 旗：スタート合図として用いる。
- *黄 旗：パイロンタッチ（接触、転倒、移動）真上に提示する。
- *赤 旗：危険有り直ちに停止せよ。
- *黒 旗：ミスコース、コースアウト。
- *緑 旗：コースがクリアされた。
- *チェック旗：ゴール合図として用いる。

第23条 競技上のペナルティ

- 1) スタートの指示に従わない場合は、当該ヒートの出走権利を失う。
- 2) コース上のマーカー（パイロン）の移動または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムに1回につき5秒を加算する。
- 3) スタート後3分以内にゴールしない場合は、当該ヒートを無効（DNF）とする。
- 4) ミスコース、ショートカット、コースアウトと判断された場合は、当該ヒートを無効（DNF）とする。
- 5) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 6) 競技役員によりリタイヤ、競技継続不可能又は危険と判断された場合、及び走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合は、当該ヒートの結果を無効（DNF）とする。

- 7) コントロールラインに設置してある計測機器に車両等が接触した場合は当該ヒートを無効とする。

第24条 禁止行為及び競技会審査委員会による失格協議対象事項

- 1) 競技役員の指示に従わなかった場合。
- 2) コースアウト等で当人以外に損害を与えたとオーガナイザーが判断した場合。
- 3) 車両検査（車検）終了後は全て車両保管とし、正式競技結果発表（車両保管解除）までの間に、タイヤ・プラグ・Vベルト交換・調整の軽微な作業を除き技術委員長の承諾を得ずに変更、改造等を行ったり、競技車両を持ち出した場合。又、不正行為をした場合。
- 4) 危険行為等（パドック内でのウォーミングアップラン、ブレーキテスト等）を行った場合。

第25条 抗議

- 1) 自分が不当に処遇されていると判断する参加者は、抗議する権利を持つ。但し、参加拒否及び審判員の判定に対する抗議は出来ない。
- 2) 国内競技規則に従い、抗議を行う場合は書面により理由を明記し抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 3) 抗議内容が車両規定の場合、抗議対象となった車両の分解検査等に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。この分解検査に要した費用は技術委員長が算定する。
- 4) 抗議料は正当と裁定された場合、及び競技会審査委員会が返還を決定した場合に限り返還される。
- 5) 審判員がその役務遂行中の行った判定に対しては、いかなる抗議も受け付けられない。（国内競技規則12-6）
- 6) 抗議に対する裁定は、競技会審査委員会が行い、抗議者に宣告される。

第26条 抗議の制限時間

- 1) 技術委員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- 2) 競技中の過失及び反則に関する抗議は、その競技運転者のゴール後30分以内とする。
- 3) 競技成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内とする。

第27条 損害の補償

- 1) 参加者及び競技運転者は、参加車両及び付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に問わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者、競技運転者、サービス員、ゲストはJAF及びオーガナイザーの大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くすことは勿論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト観客、大会役員の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないとする。

第28条 競技会の成立、延期、中止、短縮

- 1) 保安上、又は不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技会は第1ヒートが終了した時点で成立する。

第29条 賞典（参加台数により、賞典を制限する）

*選手権クラス1位～3位 JAF賞・副賞 4位～6位 副賞
*L・サポートクラス1位～6位 副賞

第30条 付則

- 1) 本規則発行後、JAFに於いて決定された事項は、全て本規則に優先する。
- 2) 本規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、2019年JAF日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定及び、JMR C九州統一規則に準拠する。
- 3) JAFライセンス無しの参加者は、JAFスポーツ資格登録規定に従いJAF国内競技運転者許可証Bの申請資格を取得できる。